契約管財局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	契約管財局事務室（大阪産業創造館）庁舎清掃業務委託	建物等清掃	（株）日経サービス	2,237,400	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	―
2	令和8年度 電子調達システム運用保守業務委託	情報処理	日本電気（株）　関西支社	54,237,150	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	適用
3	令和8年度賃貸台帳管理システム運用保守業務委託	情報処理	（株）ルーク	2,348,500	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	―
4	令和8年度公有財産台帳管理システム運用保守業務委託	情報処理	（株）ルーク	5,406,500	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	―

No.1

随意契約理由書

1 案件名称

契約管財局事務室（大阪産業創造館）庁舎清掃業務委託

2 契約の相手方

株式会社日経サービス

3 随意契約理由

本案件は、大阪産業創造館の契約管財局事務室（専用部分）の庁舎清掃業務を委託するものである。

同館は、経済戦略局が選定した指定管理者である公益財団法人大阪産業局が管理・運営しており、共用部分の清掃業務を含めた総合ビル管理業務は、当該指定管理者から株式会社日経サービスに再委託（第三者委託）されている。

本案件の受託者を選定するにあたり、共用部分の清掃業務を担う当該事業者以外の者に履行させた場合、専用部分と共用部分という連続性・一体性のある空間を複数の事業者が清掃することとなり、非効率かつ非合理的になる。また、事故発生時の責任の所在が不明確になるなど、同館の円滑な管理・運営に支障をきたすおそれがあることから、専用部分にかかる清掃業務も、共用部分の清掃業務を指定管理者から受託している当該事業者に委託することが適切である。

以上の理由から、本契約は、地方自治法施行令第 167 の２第１項第２号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、当該事業者と随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号（特名随意契約）

5 担当部署

契約管財局契約部制度課総務グループ（電話番号:06-6484-7030）

No.2

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 電子調達システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

電子調達システムは平成 16 年2月から運用を開始し、平成 21 年度に陳腐化及び運用環境の変化への対応、また、より効率的なシステムとするために機種更新を実施することとし、総合評価一般競争入札によって「開発提案内容」及び「開発費・運用保守業務（開発後4年間）」の評価が最も高かった日本電気株式会社を契約相手方として決定し、平成 21・22 年度において機種更新業務を実施してきた。

平成 23 年4月1日から新システムとして運用を開始し、また同年 10 月1日からは契約管財局以外の所属に対しても利用範囲を拡大し、運用保守業務においても障害発生時の迅速な対応が必要とされることから、同社に委託してきた。

本件システム運用保守業務については、システムの安定稼働に向けた予防保守業務や、障害発生時の迅速な復旧に向けての対応が含まれており、他の業者に本件業務を委託した場合は、システムの詳細分析や動作確認など、正常かつ安定稼動に向けた作業に要する期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における既存のプログラムとの責任範囲の切り分けが困難であることから、復旧に多くの時間を費やすことも予想され、本市事務事業実施にも多大な支障をきたすことも想定されるものである。

よって、電子調達システムの継続的安定稼動を確保するため、日本電気株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第1項第2号

5 担当部署

契約管財局契約部制度課契約制度グループ（電話番号：06-6484-7063）

No.3

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度賃貸台帳管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ルーク

3 随意契約理由

賃貸台帳のシステム管理については、元は市有地活用支援システムのサブシステムで運用してきたが、市有地活用支援システムの再構築時に単独システムとして賃貸台帳管理システム（以下「本システム」という。）が開発され、平成 28 年度より本格運用を開始した。システムを障害等から保護し、導入目的にそって安定的に利用するためには運用・保守を行う必要がある。

令和5年度までの運用・保守業務委託契約においては、システムの開発を行った株式会社システムリサーチがシステムの構造等を熟知している唯一の業者であり、かつ他の業者に履行させた場合に問題発生時の責任の所在が不明確になる等業務に著しい支障が生じる恐れがあること、また障害発生時に迅速かつ的確な対応が必要であることから、当該開発事業者と特名随意契約を締結してきたところであるが、令和6年4月１日付けで同事業者から株式会社ルークへ運用・保守業務が移管された。

これにより、株式会社ルークが本システムの運用・保守業務を行える唯一の事業者となるため、同社と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

契約管財局管財部管財課賃貸グループ（電話番号：06-6484-5114）

No.4

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度　公有財産台帳管理システム運用・保守業務委託

２　契約の相手方

株式会社ルーク

３　随意契約理由

公有財産台帳管理システムの導入については、平成 25 年度にシステムの改修内容の調査、財務会計システム（公会計サブシステム）との連携方法の検討などの基本調査等業務を行い、基本設計までの工程が完了し、平成 26 年度に残りの工程（移行設計、詳細設計、開発、各種テスト、導入、試験運用）を実施し、平成 27 年度より利用を開始した。システムを障害等から保護し、導入目的にそって安定的に利用するためには運用・保守を行う必要がある。

令和５年度までの運用・保守業務委託契約においては、システムの開発を行った株式会社システムリサーチがシステムの構造等を熟知している唯一の業者であり、かつ他の業者に履行させた場合に問題発生時の責任の所在が不明確になる等業務に著しい支障が生じる恐れがあること、また障害発生時に迅速かつ的確な対応が必要であることから、当該開発事業者と特名随意契約を締結してきたところであるが、令和６年４月１日付けで同事業者から株式会社ルークへ運用・保守業務が移管された。

これにより、株式会社ルークが本システムの運用・保守業務を行える唯一の事業者となるため、同社と特名随意契約を締結するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担当部署

契約管財局管財部連絡調査課（電話番号　06-6484-5579）